

公立大学法人滋賀県立大学
第3期中期目標期間終了時に見込まれる
業務の実績に関する評価結果

令和4年8月
滋賀県公立大学法人評価委員会

1 評価の基本方針

1 評価の趣旨

地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）は、中期目標・中期計画に沿って適正かつ効率的な法人運営に努め、滋賀県公立大学法人評価委員会（以下「本委員会」という。）は、第3期中期目標期間（平成30年度～令和5年度）の期間終了時に見込まれる業務運営の実績等について、目標期間のうち4年間が経過した段階で、過年度の実績・評価を基に厳正に評価を行う。

2 評価の基本的な考え方

- (1) 評価は、中期目標・中期計画の達成状況を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に行い、効果的な取組や改善すべき点等を明らかにするなど法人の業務運営等の質的な向上に向けた継続的な取組に資するものとする。
- (2) 評価は、中期目標・中期計画の見直しや次期中期目標・中期計画の検討に資するものとする。

3 評価の方法

- (1) 評価は、法人の自己評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 評価は、「全体評価」と「項目別評価」により行う。
 - ① 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえ、中期計画の進行状況全体について総合的な評価を行う。
 - ② 「項目別評価」は、当該中期計画に定めた事項ごとに法人が自己評価・自己点検を行い、これを基に本委員会において検証・評価または進行状況の確認を行う。

具体的には、次の2つの項目について、評価を行う。

 - ・大学の教育研究等の質向上
 - ・大学経営の改善なお、「項目別評価」のうち、「大学の教育研究等の質向上」に関する項目については、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行う。

2 全体評価

1 評価結果

平成18年度に公立大学法人となった滋賀県立大学（以下「県立大学」という。）は、第1期中期目標期間の6年間（平成18年度～平成23年度）において、「人が育つ大学」、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学」、「進化する総合大学」を念頭に業務の遂行にあたり、学科再編等や地域活動に関する教育の充実、国際化への対応など、今後のさらなる発展に向けた基礎を築いた。本委員会においても、「全体として中期目標は達成された」との評価を行ったところである。

また、第2期中期目標期間（平成24年度～平成29年度）においても、第1期の実績を踏まえ、「選ばれる大学」、「満足度が高い大学」、「誇れる大学」を目指し、先進の知識・情報・技術とともに実践的な教育で培った柔軟な思考力と豊かな創造力を備え、自らの力で未来を拓いていく「知と実践力」を備えた人材の育成に着実に取り組んできた。本委員会においても、「全体として中期目標は達成された」との評価を行ったところである。

第3期中期目標期間（平成30年度～令和5年度）においては、平成30年度に「滋賀県立大学SDGs宣言」を行い、毎年SDGs（持続可能な開発目標）の推進に積極的に取り組み、SDGsの地域拠点として様々な活動を行われている。県立大学の学生教育プログラム「近江楽座」においてもSDGsを掲げ、学生が地域での活動を積極的に行っており、今後も地域のニーズに応じた活動を実施し、社会に貢献することが見込まれる。

また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、学修機会の確保が課題となる中、すべての学生が円滑に受講できる環境を整備したことや、生活に困窮する学生に対して、食料支援を継続的に実施していることは非常に評価できる。収束までに時日を要することから今後も必要な支援を必要な学生に提供することを期待する。

大学経営においては、平成30年度より、教育研究や大学運営に関する情報を

一元的に収集・蓄積・分析し、改善施策の立案・実行・検証を行うIR（インスティテューショナル・リサーチ）の導入に向けた検討を始められ、令和2年度にIR推進室を設置された。今後は、大学運営における課題を把握し、施策立案や意思決定等に活用することを期待する。

以上、県立大学がこれまで培ってきた成果や法人化後の取組を活かしながら、「人が育つ」という視点や社会との連携・交流を念頭に中期目標の達成に向け取り組んだ結果、中期計画53項目中52項目（98.1%）において、「Ⅳ 中期計画を上回って実施している」、「Ⅲ 中期計画を概ね順調に実施している」と認められ、中期計画の進行状況については「B 達成状況が概ね良好となる見込みである」と判断される。中期計画を十分に実施できていないと判断された項目については、早い段階での計画達成を求めたい。

第3期中期目標期間も4年が経過し、いよいよ仕上げの時期に入る。本委員会の行う評価が、法人の自主的かつ継続的な業務運営の見直し・改善を促し、現中期目標期間において、更なる業務内容の質的向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資するとともに、次期中期目標および中期計画の策定に活用されることを期待する。

D：「遅れる見込みであり、重大な改善事項がある見込みである」（評価委員会が特に認める場合）

※ 上記の判断基準は、計画の進行状況を示す際の目安であり、大学を取り巻く諸事情を勘案し、総合的に判断するものとする。

	S 特筆すべき 達成状況	A 良好	B 概ね 良好	C やや 遅れる見込	D 重大な 改善事項 がある見込
I 大学の教育研究 等の質向上		○			
II 大学経営の改善			○		

【評価の判断基準】

- S：「特筆すべき達成状況となる見込みである」（評価委員会が特に認める場合）
- A：「達成状況が良好となる見込みである」（全てⅣまたはⅢ）
- B：「達成状況が概ね良好となる見込みである」（ⅣおよびⅢの割合が9割以上）
- C：「やや遅れる見込みである」（ⅣおよびⅢの割合が9割未満）

2 特筆すべき事項、今後の取組を期待する事項等

(1) 特筆すべき事項

○大学院課程の充実

- ・平成30年度に大学院人間看護学研究科への助産師養成課程の承認を受けたことのみならず、県内で唯一、高度実践看護師教育課程の認定を受けたこと、養護教諭専修免許に係る教職課程の認定を受けたことで、大学院課程の充実に繋がっている。

○男女共同参画に向けた取組

- ・全国ダイバーシティネットワークに参画し、女性研究者活躍促進に向けた環境整備等に取り組む機関としての認定や、女性限定の教員公募を行うなど、男女共同参画に向け、積極的に取り組まれた。また、令和2年度から女子中高生にモノづくりや理系的思考の面白さと楽しさを理解してもらい理系進路選択への動機づけを行う取組などが行われている。

○SNS等を利用した大学の活動発信

- ・卒業生が制作スタッフとして関わり、大学キャンパスを舞台に在学学生が出演するミュージックビデオを令和元年度から動画配信サイトで発信しており、5万4千回を超える再生回数等を記録している。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地域貢献等についても活動が制限される中、地域貢献活動に関する活動紹介動画をSNSに投稿するなど、様々な手法で大学の活動を広報している。

(2) 今後の取組を期待する事項

○大学発ベンチャー制度に関する取組

- ・学生による研究成果を活用した新たな技術やビジネスモデルを用いた起業や新規事業の立ち上げを支援するため、令和元年度に大学発ベンチャー制

度を創設された。学生や教職員が関与した起業の環境が整ったことから、今後の取組に期待する。

○SDGsの推進に向けた取組

- ・SDGsの推進にも積極的に取り組まれており、地域化の拠点として、「SDGs取組方針」を策定するなど、普及啓発や人材育成の取組を進められている。コロナ禍においても、「キャンパスSDGsびわ湖大会」をオンラインで開催するなど、様々な工夫を凝らして継続されていることから、今後も発展的な活動を行うことを期待する。

○地域課題の解決に向けた取組

- ・大学の特色的な取組である近江楽座の活動団体「政所茶レン茶`ー」や「座・沖島」が中山間地域の活性化を目的とする「しがのふるさと支え合いプロジェクト」により、地域団体と協定を締結するなど、具体的な成果として顕在化している。また、「地域ひと・モノ・未来情報研究センター」では、ICTを活用し、地域の団体や企業等と連携して、農業や観光などの具体的な事例について、地域課題の解決に取り組まれている。このような取組は、学生の実践的な知識や経験を高めることにつながるため、今後も特色のある教育の推進に取り組むことを期待する。

○若手研究者向けの支援

- ・科学研究費採択率向上のための若手研究者向け支援制度が令和元年度に整備された。この制度を活用することで、若手研究者が外部競争的資金を獲得できており、研究者育成方針に基づく計画的な支援に繋がっているといえることから、今後の取組に期待する。

(3) 大学から報告のあった事項のうち、特記すべき内容

○不正経理事案への対応

- ・教員が学生を巻き込んだ不正経理事案について、再発防止策の策定・実施

および教職員のコンプライアンス意識の向上に向けた取組が求められる。

3 項目別評価

I 大学の教育研究等の質向上

本項目の評価については、評価の基本方針にもあるとおり、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行うこととされている。このような観点から評価したところ、中期計画記載の項目 32 項目中 32 項目が「IV 中期計画を上回って実施している」、「III 中期計画を概ね順調に実施している」と認められ、中期計画の進行状況については、「A 達成状況が良好となる見込みである」と判断される。

		IV	III	II	I	合計
法人の自己評価	項目数	4	28		—	32
	割合%	12.5	87.5		—	100.0
評価委員会評価	項目数	4	28		—	32
	割合%	12.5	87.5		—	100.0

【進行状況の基準】

- IV：「中期計画を上回って実施している」
- III：「中期計画を概ね順調に実施している」
- II：「中期計画を十分に実施できていない」
- I：「中期計画を全く実施できていない」

▽評価できる項目

○学生への支援に関する目標を達成するための措置

- (12) 修学支援新制度の実施および新型コロナウイルス感染症対策に対する学修環境の整備等、刻々と変化する社会情勢等に柔軟に対応し、学修機会の確保に努めたことは評価できる。今後は、適時・的確に学習・生活支援を行うための「学生支援マニュアル」の作成を進め、学内連携を強化し、学生支援体制の充実を図ることを検討されており、計画を十分に達成する見込みである。

○研究水準および研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- (19) 学位論文・紀要・年報の公表に関してガイドラインを定め、ホームページにおいても、「学内研究助成による採択実績」のデザインをリニューアルするなど、研究成果の効果的な公表に努めた点は評価できる。今後は、各学部等の公表内容をさらに整備・充実することを検討しており、計画終了時には、策定時の3倍以上の掲載数を見込んでいることから、計画を十分に達成する見込みである。

○研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- (21) 若手研究者の科学研究費の採択率を向上させるため、計画的に支援制度を整備されていることは評価できる。今後は、学生向けの研究倫理・情報倫理教育についても、系統的な教育方法の構築が検討されており、計画を十分に達成する見込みである。

○地域社会等との連携に関する目標を達成するための措置

- (23) 地域課題等の解決に取り組むための相談窓口を設置するなど、地域とのリエゾン機能を強化しており、相談数は年々増加している。また、SDGsの普及啓発にも力を入れ、持続可能な社会づくりに様々な視点から積極的に取り組んでいる点は評価できる。今後も、中期目標に掲げる「地域貢献のリーディングモデル」を目指し、SDGsの普及啓発に継続して取り組まれることから、計画を十分に達成する見込みである。

II 大学経営の改善

本項目については、中期計画記載の項目21項目中20項目が、「III 中期計画を概ね順調に実施している」と認められ、中期計画の進行状況については、「B 達成状況が概ね良好となる見込みである」と判断される。なお、法人の自己評価において「II 中期計画を十分に実施できていない」と判断された寄附金等の獲得については、コロナ等の要因もあり、思うように進んでいない部分はあるが、毎年度工夫を重ねながら、寄附金を獲得するため尽力されていることから「III 中期計画を概ね順調に実施している」と評価している。

		IV	III	II	I	合計
法人の自己評価	項目数	—	19	2	—	21
	割合%	—	90.5	9.5	—	100.0
評価委員会評価	項目数		20	1	—	21
	割合%		95.2	4.8	—	100.0

▼課題となる項目

○施設設備等の整備・活用に関する目標を達成するための措置

- (46) 県立大学の強みを生かした人材育成・持続的な教育研究活動等を継続・発展させるため、施設設備等の整備・活用ができるよう、令和4年中に、令和2事業年度評価結果において課題とした「将来的な発展に寄与する整備計画」や大学の将来像を県に提示するとともに、県と連携の上、計画的に取り組むこと。また、県にも大学の継続的な発展に必要な助言や支援を行っていただきたい。